

令和3年度くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業概要

1 趣旨

くしろお試しワーキングホリデーの参加者が居住地と釧路市の移動に係る交通費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

2 申込受付期間

2021年（令和3年）9月15日（水）～2022年（令和4年）2月28日（月）

3 内容

（1）補助対象者

ア くしろお試しワーキングホリデーの全てのプログラムに参加すること。ただし、やむを得ない事情で一部のプログラムに参加できない場合は、その限りではない。

イ 居住地と釧路市の往路及び復路の移動に、公共交通機関を利用すること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員等ではないこと。

（2）補助対象経費

ア 居住地と釧路市の往路及び復路の移動に係る、最も料金が高額な区間の交通費の全額。（上限5万円）

イ 対象となる経費は補助対象者自身に課される交通費のみであり、補助対象者以外の交通費、運送費等は対象外とする。（対象外の例：フェリーを利用した際の自動車運搬料等）

※天災や新型コロナウイルス感染症に係る北海道内での緊急事態宣言発令などにより、くしろお試しワーキングホリデーが中止または延期となった場合における交通費のキャンセル代等は対象外。

（3）申請書類

ア 令和3年度くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業補助金交付申請書（様式1）

イ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式2）

ウ 補助対象経費となる交通費の領収書等の写し

エ 補助対象経費となる公共交通機関を利用したことが証明できる書類等の写し

オ 「令和3年度くしろお試しワーキングホリデー参加決定通知書」の写し

4 その他

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

釧路市総合政策部市民協働推進課

担 当：笹森

T E L：0154-31-4538

F A X：0154-23-5220

E-mail：shi-shiminkyoudou@city.kushirolg.jp